

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月8日（金）午前8時55分から午前10時52分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（15名）

農業委員	8名
推進委員	7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
 - 日程1 開会（事務局長）
 - 日程2 会長挨拶（会長）
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第44号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第45号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程7 議第46号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程8 議第47号農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程9 議第48号山江村農用地利用集積計画（第8次）に対する意見決定について
 - 日程10 その他
 - 日程11 今後の行事
 - 日程12 閉会（会長）
6. 農業委員会事務局職員 事務局長

7. 会議の概要

事務局長

おはようございます。それではご起立お願いします。一同礼。ご着席ください。

山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は8名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和5年9月期の農業委員会総会を開会いたします。

日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

(会長挨拶)

事務局長

次に日程3、「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか。

8番農業委員

はい。すみません。昨夜、〇〇の方にですね、女性農業委員の研修というか、会議がありましたので局長と二人で出席をさせていただきました。前回お話したとおりですね、11月中旬に九州・沖縄の大会があるということで、その説明が主だったんですけども、最近ない中ですね、局長の方からもちょっと背中を押していただきましたので、行かせていただいてですね、見識を広げていきたいと思っておりますのでご迷惑をおかけしますけれどもよろしく願いいたします。

事務局長

他にございませんでしょうか。

(なしの声)

事務局長

ないようですので、次に入ります。

事務局長

日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。

議長

はい。これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は4番農業委員、5番農業委員をお願いいたします。次に日程5、「議第44号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第44号について説明をいたします。総会資料の1ページをお開きください。議第44号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求めます。令和5年9月8日提出、山江村農業委員会会長。2ページ、3ページまでが解約通知書と合意解約書の写しでございます。(申請内容について説明)。4ページに地籍図を添付しております。(場所について説明)。今回の解約の目的は、規模縮小により耕作ができなくなった為にあがってきております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは、採決をいたします。議第44号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第44号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程6、議第45号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明に入ります前に、農業委員会第31条「議事参与の制限」に係る案件でございます。〇〇推進委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで〇〇推進委員の退席を求めます。

(〇〇推進委員退席) 9時03分

議長

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第45号について説明をいたします。総会資料の5ページをお開きください。議第45号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求めます。令和5年9月8日提出、山江村農業委員会会長。6ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の内容でございます。申請者の氏名等につきましては、譲渡人が〇区の方、譲受人が〇〇市の方であり、許可を受けようとする土地の字、番地、地目、面積はご覧のとおりでございます。総面積が172㎡でございます。総額は記載のとおりとなっております。経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。7ページが申請書の写し、8ページ目から9ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、10ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、譲受人及び譲渡人、〇〇農業委員と〇〇推進委員と共に9月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。9月5日午前9時20分より現地を確認しております。立会いには譲渡人、譲受人それと担当推進委員、事務局長と私、5名で行っております。場所はですね、8ページの地図で言いますと、(場所について説明)。現地は作付けしてありまして、譲受人の方が耕作されております。金額が〇円となっておりますが、これはよくある昔の話で曾祖父、その以前から口頭契約でされていたということなんです。今回、譲渡人の方、推進委員でもありますが、現地調査をしたところ、自分の名義で田んぼがあって、それは本人も知らなかったんですけど、耕作されていると、その耕作者は誰か分からないと、その調査していったところ、先ほど言いました先代の方々が話し合いで決めて登記がされてなかったということでした。それで今回、登記をされて正式に契約を行うという形になりました。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に立会いを行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

〇〇推進委員

一ついいですか。

議長

はい。どうぞ。

〇〇推進委員

すみません。この事案、直接関係はありませんけれども、こういったお父さんお母さん達がですね、こういったケースで口頭約束で契約なさっておられるケース、事例というのは山江村の数としては多いのかなと疑問に思いましたので質問でございます。以上です。

議長

事務局よりお願いいたします。

事務局長

はい。ないということはない、というのはおかしいんですけども、数的には把握はできておりません。登記上の土地がですね、うちの農地台帳の方に上がっておりますので、それで確認とるしかできない状況です。実際、登記をお父さんから息子さんに変更される場合にですね、その時そういうのが出てきた、という時にしか分からないというのが現状だというふうに思っております。

〇〇推進委員

今後、調査をしていく時ですね、今年調査をやっていくんですけど、やっぱりその時もそういった事例が考えられますか。

事務局長

登記上の土地の持ち主と、それと耕作を逆にですね、貸し借りをしながら耕作をされている方、3条資格者ということになっておるんですけども、その方々で今回調査も行っていかとは思っておりますけども、そこまで調べていただく必要はないのかなと思っております。

〇〇推進委員

事前に、もし調べる方法とか、質問しなきゃいけない事とかあったらと思いましたので質問いたしました。以上です。

議長

はい。他にございませんか。

議長

担当農業委員、スムーズに契約というのはできたんでしょうか。

担当農業委員

譲渡人の方がですね、司法書士さんの所に行っているいろいろ手続きをさ

れて、けっこう時間はかかったと言われております。

事務局長

補足説明をさせていただきます。今回の案件については、先ほどから出ておりますとおりですね、先代の方々がそういう土地を譲り渡したというような、口頭ですり渡したという案件でありまして、その下の代にきた時に登記をですり、しなかったというか、話を知らずにしていたというようなことで、その耕作をされている方がですね、実際は昔、自分の親からはこの土地は自分の所にもらった土地だったということで、そういう案件で今回新しくですり売買というか、所有権移転ということで申請があがってきた案件でございます。今回、先ほど担当農業委員が言いましたとおりですね、司法書士さんの方に、譲渡人の方がですね、お父さんから自分に登記をした時にですり、そこで登記代が発生しております。それで今回はその登記代のみを譲受人の方にですり請求ということはおかしいんですけれども、その分だけでどうにかならんかというような話では、今回話がついたというふうに事務局としてはですり、確認をしているところではございます。

議長

はい。他に質疑・意見等はございませんか。

事務局長

もう一つ補足しておきます。先ほど会長が言われた、納得されたかどうかということなんですけれども、事務局としましてはですり、今回の申請書については、案件の中でですり、双方の印鑑が座っているということで、書類的にはですり何ら問題はないかと思っております。ただ、中身の感情論ではどうかということなんですけれども、一応、事務局といたしましては今回の案件の書類については、不備はございませんので、ということで今回、案件で上げさせていただいたということでございます。

議長

はい。ありがとうございます。他に質疑ないでしょうか。

(なしの声)

議長

ないようでしたら、採決をいたします。議第45号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第45号は原案のとおり決定いたします。

(〇〇推進委員着席) 9時14分

議長

次に日程7、議第46号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第46号についてご説明をいたします。総会資料の11ページをお開きください。議第46号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和5年9月8日提出、山江村農業委員会会長。12ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の内容でございます。申請者の氏名等につきましては、譲渡人、譲受人共に〇〇区の方で親子関係であり、許可を受けようとする土地の字、番地、地目、面積はご覧のとおりでございます。総面積が3,694㎡でございます。総額は記載のとおりとなっております。経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。13ページが申請書の写し、14ページ目から15ページにかけて位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、16ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、譲受人及び譲渡人それから担当農業委員、それから担当推進委員と共に9月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。9月5日午前10時55分よりですね現地の立会い調査の方をしてきました。立会いに来られた方は、譲渡人の方、譲受人の方そして事務局長と担当推進委員、私の5名でございます。14ページの地図を見てもらいまして（場所について説明）。先ほど説明もありましたが、今回の譲受人と譲渡人が親子関係ということで、譲渡人の方が高齢の為、まだ元気なうちに所有権の移転の方をおきたいということでした。次の写真を見てもらうとわかるように栗園になっております。手入れの方もされていて、管理の方も今後していくということでした。譲受人の方は女性の方ですが、来年はお兄さんもこちらの方に帰ってくるということで、管理の方はしっかりやっていくという話をしてもらいました。以上、説明になります。慎重な審議の方をよろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に立会いを行いました、担当推進委員から何

かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。譲受人の方ですけど、農業については100日以上従事をなさっておられることを確認しております。双方とも同席されておられましたので双方の意見・意思、直接確認しております。以上です。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第46号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第46号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程8、議第47号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第47号について説明をいたします。総会資料17ページをご覧ください。議第47号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和5年9月8日提出、山江村農業委員会会長。続きまして、18ページをご覧ください。農地法第5条による、農地転用許可申請の内容でございます。(申請内容について説明)。転用目的は一般住宅でございます。申請理由といたしまして、譲受人の方に子どもが生まれまして家族が増えたことで、

定住を必要とするためということでもあります。19ページが申請書の写しであり、関係事項等につきましてはご覧の通りでございます。資金につきましては、融資を受ける予定でありまして、建築契約と同時に融資も正式申請されると伺っております。申請地の農地区分につきましては、生産性の低い小集団の農地であることから「第2種農地」と判断いたしました。20ページ、21ページに位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては担当の会長、担当推進委員と共に9月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので私から補足説明をいたします。9月5日10時30分頃より、譲受人の方、譲渡人の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地確認を行いました。場所につきましては、20ページの位置図（場所について説明）。現在、その下の写真を見てもらえば分かりますが、耕作はされておられません。現況は畑で管理は綺麗にされております。親子間の譲渡ということで問題はありませぬし、〇〇からの山江への定住ということで良いことではないかというふうに思います。審議の程よろしく願います。

議長

続きまして、同様に立会いを行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

事務局より補足説明をお願いいたします。

事務局長

はい。今回7月の改選でですね、新たにご覧になった委員さんもおられますので再度ですね、お話をさせていただきたいと思っております。今回の農地転用につきましては、農地、田んぼ・畑等をですね、宅地とか工場とかいろんなのに変える為に転用にかけるといような案件でございます。今回の面積については334㎡ということでございますけれども、一般住宅の場合の農地転用の原則はですね500㎡以内ということで、今回の場合はその範囲内に入っているということが一つの条件でございます。そして、これが農家住宅になりますとですね、一応1,000㎡以内ということでいろんな農機具とかですね入れる所があるとかで1,000㎡以内ということになっておりまして、今回の場合は一般住宅というこ

とで 500 m²以内の 334 m²ということで範囲内に入っている、という案件でございますので最初の方にですね説明をさせていただきます。

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは採決をいたします。議第 47 号「農地法第 5 条の規定による、許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第 47 号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程 9、議第 48 号「山江村農用地利用集積計画（第 8 次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第 48 号について説明をいたします。総会資料の 22 ページをお開きください。議第 48 号「山江村農用地利用集積計画（第 8 次）に対する意見決定について」令和 5 年山江村農用地利用集積計画（第 8 次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和 5 年 9 月 8 日提出、山江村農業委員会会長。23 ページから 24 ページが意見書の写しでございます。25 ページが総括表となっております。それから 26 ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されていますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から「賃借権」と「使用貸借権」の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は 10 年、公社と借り手も 10 年の契約となっております。借り手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されていますのでご覧ください。なお、案件の総面積は 3,834 m²でございます。28 ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧表となっており、前頁の詳細が記載されておりまして、筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。戻っていただいて、27 ページの利用権の設定等状況一

覧表をご覧ください。こちらにつきましては、公社を通さず相対での利用権設定となっており、今回申請されましたのは新規設定が1件でございます。案件の面積が912㎡でございます。合計5件の4,746㎡が今回の集積となります。以上でございます。

議長

はい。ここで使用貸借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明を求めます。

事務局長

はい。それでは、使用貸借権の新規設定1件2筆分について説明をいたします。総会資料の29ページをご覧ください。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。30ページをご覧ください。利用権を設定する土地は、(申請地所在について説明)。期間は、貸し手と公社は10.3年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。31ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10.3年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。32ページから33ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、会長と担当推進委員とともに9月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので私から補足説明をいたします。9月5日10時20分頃から、貸し手の方、借り手の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。場所は32ページの地籍図、(場所について説明)。ここは、もともと貸し手の方が口頭契約によって4年くらい前から〇〇区の方に貸してましたが2年くらい前から耕作されなくなりました。遊休農地状態になっていた為に〇〇推進委員の働きかけにより今回の貸し借りが実現したことになります。貸し手の方が農地を荒らさないように耕作してもらいたいということで使用貸借となり賃借料は発生いたしません。現況写真では草が生えて荒れておりますので、現在借りておりました〇〇区の方に草を刈ってもらうようにこちらからも指導をするといった条件で今回、借り手の方が借りました。その後ここには牧草を植えるということでした。審議の程よろしく願いいたします。

議長

続きまして、同様に立会いを行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑

に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

4番農業委員 はい。すみません。

議長 4番農業委員。

4番農業委員 ここは、前、借りておられた方に除草をお願いするということで、それは承諾とかはまだ取り付けてないということによろしいですか。

議長 事務局よりお願いします。

事務局長 以前この土地を、先ほど会長の方からありましたとおり〇〇推進委員の方からですね、いろんなそういう働きかけがございましたので、今回農地バンクを通してのですね契約を進める段階で、まずは前回使っておられました方にですね事務局の方からもですね草刈りの方を行ってくださいというような意向を伝えております。その時の回答としては、切りますというような意向をですねいただいているところではありますけれども、まだ現状、今のところまだ進んでないということです。この方も今回、今日総会がありますのでこの案件が通りました後にですね、早めに切っていただいて譲受人の方が耕作をしやすいように進めていただくということで、また働きかけをしていきたいと思っております。

議長 よろしいですか。

4番農業委員 はい。わかりました。

議長 他に質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして賃借権の新規設定1件3筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、賃借権の新規設定1件3筆分についてご説明をいたします。総会資料の34ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。35ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は、貸し手と公社は10.3年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。48ページが賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10.3年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。36ページから37ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに9月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明を申し上げます。9月5日午前9時より出し手の方、受け手の方と事務局長、担当推進委員と私、5名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。36ページの方で分かりやすく写真が載っていると思います。(場所について説明)。現在は牛の牧草と粟を植えてありまして、写真37ページ、42ページのとおり綺麗に管理されておりました。年間を通して何種類かの牧草を植えて管理されるそうです。問題はないと思いますけれども慎重な審議をお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に立会いを行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定1件3筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件3筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして使用貸借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、使用貸借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の38ページをご覧ください。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方他1名、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。39ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は、貸し手と公社は10.3年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。48ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10.3年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。また、40ページに同意書の方も添付しておりますのでご覧ください。41ページから42ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、先ほどありましたとおり担当農業委員と担当推進委員とともに9月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

説明をいたします。この土地は先ほどの土地の一角でございまして、図面の42ページの写真を見ていただければ分かりますように、だいた

い畑の区画が一緒の土地であります。先ほどの説明のとおり、管理がきれいにされておりまして、牧草をつくられて管理をされていかれるようなので、審議の方をよろしくお願い申し上げます。

議長 はい。続きまして、同様に立会いを行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして使用貸借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、使用貸借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の43ページをお開きください。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。これも先ほどと同じような所でございますのでご確認をお願いしたいと思います。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方他1名、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。44ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は、貸し手と公社は10.3年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。また45ページには同意書を添付しております。48ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10.3年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。46ページから47ページまでに地籍図・現況写真を添付して

おります。現地調査につきましては、先ほどと同じように担当農業委員と担当推進委員とともに9月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは説明をいたします。これも先ほどの地番と同様、同じ区画の中の土地でございます。場所も先ほど説明したとおりでございます。それでは46ページの写真を見ていただければ分かりますように、綺麗に管理をされておられますので問題はないかと思えます。審議の方をよろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に立会いを行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして使用貸借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、使用貸借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の49ページをご覧ください。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、

借り手も〇区の方でございます。50ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は5年。賃借料の支払いにつきましてはご覧のとおりとなっております。51ページから52ページまでに地籍図・現況写真を、53ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに9月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。9月5日午前10時10分より私と担当推進委員それに事務局長それと借り手、貸し手双方の5名立会いのもと確認をいたしております。現場はその右手、〇〇の右側になりますが〇〇川の横ですね、ちょうど〇〇さんそこから入ってきたところの中間くらいのところになります。現状は耕作されておられませんけれども、申請後に野菜を作りたいというようなことで、申請を受けております。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に立会いを行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

6番農業委員

はい。

議長

6番農業委員。

6番農業委員

参考までにちょっとお聞きしたいんですけど、この方はどちらの国のお方なんでしょうか。

4番農業委員

出生国は〇〇だそうです。ただ、もうずっと日本に定住されておられて、2～3年前に〇区の方に家を建てられたという事で、それ以前にもですねいろいろ農業はされていたというような事で、非常に日本語も球磨弁も流暢な方でした。

6番農業委員

印鑑は英語になるんですか。ローマ字になるんですか。

事務局長 印鑑はですね、非常に見えづらくなっていますけど、これはですねカタカナで〇〇で書いてあります。カタカナで〇〇。縦に書いて、ちょっと薄いんですけども。印鑑の規定はありません。

6番農業委員 印鑑登録となればですよ、それでもオッケー。

事務局長 私も登録まではどうかちょっと分からないですけど。基本的には認印でいいことになってますので。この印鑑はですね。ですので〇〇で登録されているかの確認は今のところ取れてません。

6番農業委員 はい。ありがとうございました。参考までに。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 ここで暫時休憩に入ります。

(休憩) 9時53分

(再開) 10時08分

議長 日程10「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局長

- ホームページ用議事録について
- 活動記録表について
- 利用状況調査について

議長

それでは次に日程 1 1 「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

それでは日程 1 2 「閉会」に移ります。
以上を持ちまして、農業委員会 9 月期総会を閉会いたします。

令和 5 年 9 月 8 日(金)午前 10 時 52 分終了

議長_____

委員_____

委員_____